

(一財)福井県産業会館制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県産業会館が発注する建設工事の請負契約について、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。一般競争入札の実施に当たっては、福井県産業会館財務規則およびこの要領による他、福井県財務規則の規定を準用するものとする。

(入札公告の方法)

第2条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して十日前までに掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。公告は、原則として、掲示、ホームページの掲載など一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札の公告事項)

第3条 福井県財務規則第149条第1項各号に掲げる公告事項のうち次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

(1) 福井県財務規則第149条第1項第2号に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

ア 確認申請書等（第5条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号および第3号において同じ。）を提出する時点において、福井県建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の規定に基づき、建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定されている者（第4条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者または同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。

エ 確認申請書等を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

オ 役員（役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないことまたは役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

カ 制限付き一般競争入札に付する工事を的確かつ円滑に施工できる者であること。

- キ 制限付き一般競争入札に付する工事に、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。
 - ク 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的関係がない者であること（共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）。
 - (ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - (イ) 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
 - ケ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
 - コ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。
 - サ その他入札参加資格委員会（第13条第1項の入札参加資格委員会をいう。）が必要であると認める資格を有する者であること。
- (2) 福井県財務規則第149条第1項第5号に掲げる入札保証金に関する事項
福井県財務規則第152条から第154条までの規定により納付させること。
- (3) 福井県財務規則第149条第1項第6号に掲げる入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札を無効とすること。
- ア 福井県財務規則第151条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する入札
 - イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
 - ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
 - エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからサまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
 - オ 工事入札心得、その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
 - カ 第4条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または理事長が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
 - キ 第9条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
 - ク その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札
- (4) 福井県財務規則第149条第1項第8号に掲げる入札条件に関する事項
- ア 福井県財務規則第168条に定める工事請負契約書の作成に関する事項
 - イ 福井県財務規則第171条から第173条までに規定する契約保証金に関する事項

(設計図書等の閲覧等)

第4条 理事長は、入札公告の日から入札執行日の前日まで、当該制限付き一般競争入札に係る工事の設計図書および設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）を、有資格者の閲覧に供するものとする。

- 2 前項の閲覧は、設計図書等のデータをコピーした電子媒体を配布する方法で行うものとする。
- 3 制限付き一般競争入札に参加しようとする有資格者は、第1項に規定する閲覧の期間中に、設計図書等を閲覧しなければならない。
- 4 設計図書等を閲覧した有資格者は、理事長に対し、第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札日の5日前（土日祝日（以下「休日」という。）を除く。）までに限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。
- 5 前項の質問は、理事長に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。
- 6 理事長は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、回答するとともに、当該質問および回答の内容を有資格者に通知するものとする。
- 7 前項の回答および通知は電子メールにより行うことができるものとする。

(確認申請書等の提出等)

第5条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で理事長が公告において指定する日までとする。
- 3 確認申請書等の提出は、書面で行わなければならない。
- 4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該制限付き一般競争入札に係る工事と同種同程度の工事の施工実績に関する資料（別記様式第2号）
 - (2) 当該制限付き一般競争入札に係る工事に配置を予定している主任技術者または監理技術者および現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（別記様式第3号）
 - (3) 当該制限付き一般競争入札に係る工事で使用する建設機械の保有状況および当該建設機械の運転または操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（別記様式第3号の2）
 - (4) 第3条第1号ク、ケおよびコを満たすことを誓約する資料（別記様式第3号の3）
 - (5) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類
- 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の通知)

第6条 理事長は、第5条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日から起算して原則として5日以内（休日を除く。）に、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（別記様式第4号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

- 2 理事長は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。この指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
- 3 第1項に規定する入札参加資格の有無の確認は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

第7条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、理事長に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、原則として同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
- 4 前項の回答は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(入札の辞退)

第8条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

- 2 前項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けない。

(工事費内訳書の提出)

第9条 理事長は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

- 2 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - (2) 理事長が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
 - (3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（理事長から特に指示があった場合に限る。）。
- 3 前2項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(落札者の決定)

第10条 理事長は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。

- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
- 3 理事長は、最低制限価格制度を適用する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。

4 理事長は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、その旨を宣言するものとする。

(再度の入札の実施)

第11条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、ただちに再度の入札を行うことができるものとする。

2 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、理事長は、不落随契（福井県地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第12条 理事長は、次のいずれかに該当する場合には、入札を取りやめるものとする。

- (1) 談合情報対応要領に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または入札手続上の不備がある場合など、理事長が公正な入札を維持することができないと認めた場合
- (2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合
- (3) 前条第6項の規定による不落随契を行わない場合

2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあっては、ただちに入札参加者に周知するものとし、開札を行った後である場合にあっては、入札参加者に通知するものとする。

(入札参加資格委員会)

第13条 次に掲げる事項を審議するため、入札参加資格委員会を設置するものとする。

- (1) 入札参加資格の決定に関する事項
- (2) 入札参加資格の確認に関する事項
- (3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の開示に関する事項
- (4) その他入札を適正に執行するために必要な事項

2 入札参加資格委員会は、理事長および理事長が指名する者をもって構成する。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、前条第1項の入札参加資格委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

企業名 _____

| 項目 | | 番号 | 例 | | |
|-------|-------|----------------|---|--|--|
| 工事名称等 | 工事名 | 〇〇〇〇工事 | | | |
| | 発注機関名 | (〇〇県〇〇事務所等) | | | |
| | 施工場所 | (都道府県名・市町村名) | | | |
| | 契約金額 | (最終契約金額) | | | |
| | 工期 | 年月～年月 | | | |
| | 受注形態等 | 単体/共同企業体(出資比率) | | | |
| 工事概要等 | 構造・階数 | | | | |
| | 延面積 | | | | |
| | スパン | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注1 記載工事の実施を確認できる契約書等の写しを添付すること。

| 項目 | | 監理技術者等 (主任技術者・監理技術者) | 監理技術者等 (主任技術者・監理技術者) | 現場代理人 |
|---------|-------|--|-------------------------|-------|
| 氏名・会社名 | | 〇〇 | | △△ |
| 最終学歴 | | 〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇年卒業 | | |
| 法令による免許 | | 一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号) | | |
| 工事名称等 | 工事名 | 〇〇〇〇工事 | | |
| | 発注機関名 | (〇〇県〇〇事務所等) | | |
| | 施工場所 | (都道府県名・市町村名) | | |
| | 契約金額 | (最終契約金額) | | |
| | 工期 | 年 月 ~ 年 月 | | |
| | 従事役職 | 現場代理人・監理(主任)技術者 | | |
| 工事概要等 | 構造・階数 | | | |
| | 延面積 | | | |
| | スパン | | | |
| | | | | |

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、経營業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないので注意すること。

注1 雇用関係を確認できる健康保健証等の写しを添付すること。

別紙

令和 年 月 日

一般財団法人福井県産業会館

理事長 高 島 善 弘 様

企業名

代表者名

印

誓 約 書

_____(工事名、工事場所を記入)_____(入札参加資格確認申請において、様式第3号により申請した_____(申請している役職名(現場代理人、監理技術者等など)を記入)_____)については、審査基準日において_____(他の工事の監理技術者等、兼任できないものを記入)_____)になっておりますが、当工事の契約工期の開始日にはその任を離れ_____(申請している役職名(現場代理人、監理技術者等など)を記入)_____)としての職務に支障がないことを申し上げます。なお、当工事の契約工期の開始日において適切に配置できない場合は、当工事の契約の締結を辞退するとともに、そのことを理由とする指名停止等の措置を受けても異議はございません。

機械の保有状況およびオペレータの配置 (例)

| 工事名 | 企業名 | | | |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 項目 \ 機械の種類 | | | | |
| 登録番号 | | | | |
| 型式 | | | | |
| 製造番号 | | | | |
| 自社保有・リースの別 | 自社保有・リース | 自社保有・リース | 自社保有・リース | 自社保有・リース |
| 機械のオペレータ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。

注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（舗装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等）を記入すること。

注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。

